特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小金井市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東京都小金井市長

公表日

令和5年6月27日

[平成30年5月 様式3]

項目一覧

Ι	基本情報
п	特定個人情報ファイルの概要
(另	添1)特定個人情報ファイル記録項目
ш	リスク対策
IV	開示請求、問合せ
v	評価実施手続

I 基本情報

4 株中畑 1 株和フェノルス	た時に担います。数
1. 特定個人情報ファイルる	
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
	市町村(特別区を含む。)(以下「市町村」という。)が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。
	住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。
	当市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。
②事務の内容	①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の 修正
	18/18 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認
	なお、③の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、総務省令により機構に対する事務の一部の委任が認められたため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。
③対象人数	<選択肢>
2. 特定個人情報ファイルを	- を取り扱う事務において使用するシステム
システム1	
①システムの名称	既存住民基本台帳システム(以下「既存住基システム」という。)
②システムの機能	1. 住民基本台帳の記載 :転入、出生、入国、職権等により住民基本台帳に新たに住民を記載(住民票を作成)する機能 2. 住民基本台帳の記載変更 :住民基本台帳の記載変更 :住民基本台帳の消除処理 3. 住民基本台帳の消除処理 :転出、死亡、出国、職権等により住民基本台帳から住民に関する記載を消除(住民票を除票)する機能 4. 住民基本台帳の別館会 :住民基本台帳の別館会 :住民基本台帳がら該当する住民に関する記載(住民票)を照会する機能 5. 帳票の発行機能 :住民票の写し、住民票記載事項証明書、転出証明書、住民票コード通知書等の各種帳票を発行する機能 6. 住民基本台帳の統計機能 :異動集計表や、人口統計用の集計表を作成する機能 7. 住民基本台帳の統計機能 :機構、県、他自治体と住民基本台帳ネットワークシステムとの連携機能 8. 法務省への通知事項の作成機能 9. 戸籍ンステムとの連携機能 1. 住民票の記載等に応じて、市町村通知の作成を行う機能 9. 戸籍ンステムへの連携 :住民票の記載等に応じ、持輩システムへ附票情報等を連携する機能 10. 送付先情報の通知 : 低人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(個人番号通知書、個人番号の組知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(個人番号通知書、個人番号の生成要求・取得機能 11. 個人番号のの重成・取得機能 12. 個人番号の変更機能要求・取得機能 12. 個人番号の変更機能要求・取得機能 13. 団体内統合宛名システムとの連携機能 14. 団体内統合宛名システムとの連携機能 15. 団体内統合宛名システムとの連携機能 16. 団体内統合宛名システムと通じて情報提供ネットワークシステムに当該住民情報を提供するためのデータ連携機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [○] 庁内連携システム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他 (証明書発行システム、戸籍システム)

システム2	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム ※後述の「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」 は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の市町村CS部分について記載する。
②システムの機能	1. 本人確認情報の更新 : 既存住基システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を元に市町村CSの本人確認情報を更新し、都道府県サーバへ更新情報を送信する。 2. 本人確認 : 特例転入処理や住民票の写しの広域交付などを行う際、窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住基ネットが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する。 3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入) : 転入の届出を受け付けた際に、あわせて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて転入処理を行う。 4. 本人確認情報検索 : 統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 5. 機構への情報照会 : 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 6. 本人確認情報を会合 : 本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事が都道府県サーバにおいて保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県サーバにおいて保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。 : 後付先情報通知 : 優人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。)等)を送付するため、既存住基システムがら当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムとの情報連携 : 機構が設置・管理する個人番号カード管理システムとの情報連携 : 機構が設置・管理する個人番号カード管理システムとの情報連携 : 機構が設置・管理する個人番号カード管理システムとの情報連携 : 機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カード管理システムとの情報連携
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム [O]既存住民基本台帳システム []宛名システム等 []税務システム []その他 ())
システム3	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	1. 宛名番号付番機能 :統合宛名番号が未登録の個人に、新規に統合宛名番号を付番する機能。各業務システムからの要求 に対し、統合宛名番号を付番し、各業務システム及び中間サーバーに対し返却する。 2. 宛名情報等管理機能 :統合宛名システムにおいて、宛名情報を統合宛名番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する機能。 3. 中間サーバー連携機能 :中間サーバーからの要求に基づき、統合宛名番号に紐付く宛名情報等を通知する機能。 4. 各業務システム連携機能 :各業務システムからの要求に基づき、個人番号または統合宛名番号に紐付く宛名情報等を通知する機能。 機能。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [O] 庁内連携システム [O] 庁内連携システム [O] 既存住民基本台帳システム [O] 死名システム等 [D] 税務システム [O] その他 (中間サーバ)

システム4				
①システムの名称	中間サーバ			
②システムの機能	1. 符号管理機能 :情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。 2. 情報照会機能 :情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 3. 情報提供機能 :情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 4. 既存システム接続機能 :中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 5. 情報提供等記録管理機能 :特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 6. 情報提供データベース管理機能 :特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 7. データ送受信機能 :中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 8. セキュリティ管理機能 :特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供NWS 配信マスター情報を管理する機能。 :特定個人情報(連携対象)のの記証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 10. システム管理機能 :パッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。			
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 庁内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [] 就務システム [] 税務システム [] その他 ()			
システム5				
①システムの名称	証明書発行システム(コンビニのマルチコピー機を使用した証明交付システム)			
②システムの機能	1 証明書データ作成機能 機構が管理する証明書交付センターからの要求に応じて、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄抄本及び戸籍の附票に関する証明書データを作成し、送信する。 2 住民記録システム及び戸籍システムとの情報連携機能 既存住基システムで住民票及び戸籍の記載事項、印鑑登録、住民基本台帳カード・個人番号カードの 識別番号や暗証番号に関する異動等が発生した際に住民記録システムから証明書の発行に関する情報を受信する。 3 カード情報管理機能 コンビニのマルチコピー機で証明書を取得するために、住民基本台帳カードに設定される識別番号や 個人番号カードに設定される識別番号を個人と紐付け、暗証番号を管理する。			
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム [O] 既存住民基本台帳システム []宛名システム等 []税務システム [O]その他 (戸籍システム)			

3. 特定個人情報ファイル名

- (1)住民基本台帳ファイル (2)本人確認情報ファイル
- (3)送付先情報ファイル

法令上の根拠

4. 個人番号の利用 ※

1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)

(平成25年5月31日法律第27号)

・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置)

・第17条(個人番号カードの交付等)

2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)

(平成25年5月31日法律第28号施行時点)

・第5条(住民基本台帳の備付け)

・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項)

・第8条(住民票の記載等)

・第12条(本人等の請求による住民票の写し等の交付)

・第12条(本人等の請求による住民票の与し等の交付)
・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)
・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例)
・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)
・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)
・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) 供)

3. 小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第4条

5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※

(①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定	
(②法令上の根拠	(別表第二における情・第三欄(情報提供者) れる項(1、2、3、4、6 2、48、53、54、57、 4、96、97、101、10 の項) (別表第二における情	報提供の根拠) が「市町村長」の項 5.8、9、11、16、1 58、59、61、62、 02、103、105、10 報照会の根拠)	供の制限)及び別表第二 のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報] 8、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、06、107、108、111、112、113、114、116、11 いて情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行	40,4 92,9 7,12

6. 評価実施機関における担当部署

①部署	市民部市民課	
②所属長の役職名	市民部市民課長	

7. 他の評価実施機関

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名 (1)住民基本台帳ファイル 2. 基本情報 1)システム用ファイル ①ファイルの種類 ※ システム用ファイル 1 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等) <選択肢> へ選択版グ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 ②対象となる本人の数 [10万人以上100万人未満] 住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民 ③対象となる本人の範囲 ※ ※消除者を含む 法令に基づき住民基本台帳を作成し必要に応じて住民票に記載、消除又は修正すべきとされているた その必要性 め。 <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 ④記録される項目 100項目以上 1 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 ・識別情報 [O]個人番号 []個人番号対応符号 [〇] その他識別情報(内部番号) •連絡先等情報 [O]4情報(氏名、性別、生年月日、住所) []連絡先(電話番号等) [〇] その他住民票関係情報 •業務関係情報 主な記録項目 ※ 〕国税関係情報 「」地方税関係情報 Γ 「]健康・医療関係情報] 医療保険関係情報 []児童福祉・子育て関係情報 []障害者福祉関係情報]生活保護•社会福祉関係情報 []介護•高齢者福祉関係情報]雇用•労働関係情報 []年金関係情報 []学校·教育関係情報] 災害関係情報 「○〕その他 (戸籍に関する情報、外国籍住民に関する情報) 識別情報:対象者を正確に特定するために保有 連絡先等情報:住民票記載項目管理のために保有 その妥当性 業務関係情報:住基法第7条(住民票の記載事項)および住基法第30条の45(外国人住民に係る住民票 の記載事項の特例)にて住民票に記載すべきものとなっている。 別添1を参照。 全ての記録項目 ⑤保有開始日 平成27年7月14日 ⑥事務担当部署 市民部市民課

3. 特定個人情報の入手・使用						
			[〇]本人又は本人の代理人			
			[] 評価実施機関内の他部署 ()			
			[〇]行政機関・独立行政法人等 (地方公共団体情報システム機構)			
①入手元	:		[O]地方公共団体·地方独立行政法人 (市町村)			
			[]民間事業者 ()			
			[]その他 ()			
			[O]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ			
@ 7 T A	- _		[]電子メール []専用線 []庁内連携システム			
②入手方) 法		[]情報提供ネットワークシステム			
			[〇]その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)			
③使用目的 ※			番号法及び住基法に基づき、個人番号を住民票に記載するため。			
④使用の主体		使用部署	市民部市民課			
		使用者数	<選択肢>			
⑤使用方法			・個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成する。 ・住民からの転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出等を受け、住民票の記載、消除又は記載の修正を行い、住所地の変更を伴う場合は本籍地市町村に対して通知を行う。 ・住民票の記載事項に変更があった際、都道府県知事に対して通知を行う。 ・転入届に基づき住民票の記載をした際、転出元市町村に対して通知を行う。 ・本人、同一の世帯に属する者又は第三者の請求による住民票の写し等の交付を行う。 ・出生届、海外からの転入(個人番号未指定の場合)等における個人番号未指定者に対して、機構へ住民票コードを通知し、個人番号を取得する。 ・住民基本台帳情報の庁内連携や、他団体からの情報照会時に住民票関係情報の提供を行う。			
情報の突合			・住民からの転入届等を受けて、転出先の市長村から転出証明書情報を受領し、転入届情報と突合を 行い、転入情報の確認を行う。			
		の突合	・機構から受領した住民票コードと個人番号を住民基本台帳の住民票コードと突合し、個人番号を記載する。			
			・市町村CSから本人確認情報、転入通知等を受領し、住民基本台帳情報と突合する。			
⑥使用開始日			平成27年7月14日			

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託							
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1)委託する 2)委託しない (2)件					
委託事項1		住民基本台帳ファイル及び住基ネットCSの運用保守委託					
①委詞	托内容	住民基本台帳ファイル及び住基ネットCSの運用保守					
②委託先における取扱者数		<選択肢>					
③委詞	托先名	株式会社 ジーシーシー					
	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない					
再 委 託	⑤再委託の許諾方法	再委託先の名称、理由、処理内容、取扱い情報、安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に 対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務着手前に書面により申請を受け、承認する。					
	⑥再委託事項	データセンター内サーバ機器等の保守委託。					
委託	委託事項2~5						
委託事項2		住民基本台帳事務窓口委託					
①委託内容		住民基本台帳に係る届出・申請に伴う各種処理及び証明発行					
②委託先における取扱者数		<選択肢>					
③委託先名		株式会社エイジェック					
再委託	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない					
	⑤再委託の許諾方法						
	⑥再委託事項						

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)				
提供・移転の有無	[O] 提供を行っている (
提供先1	別紙1を参照			
①法令上の根拠	別紙1の提供先一覧に記載			
②提供先における用途	別紙1の提供先一覧に記載			
③提供する情報	住民票関係情報			
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [10万人以上100万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上			
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2 ③対象となる本人の範囲」と同上。			
⑥提供方法	[O] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ []紙 [] その他 ())			
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークシステムを通じで特定個人情報提供依頼のあった都度			
提供先2~5				
提供先6~10				
提供先11~15				
提供先16~20				

移転先1	別紙2を参照	
①法令上の根拠	別紙2の移転先一覧に記載	
②移転先における用途	別紙2の移転先一覧に記載	
③移転する情報	住民票関係情報	
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	「2 ③対象となる本人の範囲」と同上。	
	[〇]庁内連携システム []専用線	
 ⑥移転方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
□ ①作多并及7.7 /広	[] フラッシュメモリ []紙	
	[]その他 ()	
⑦時期・頻度	住民異動が発生する都度	
移転先2~5		
移転先6~10		
移転先11~15		
移転先16~20		
6. 特定個人情報の保管・消去		
保管場所 ※	対災害・アクセス制御等の各種セキュリティ対策を備えたデータセンターにて保管。	
7. 備考		

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル	名
(2)本人確認情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	<選択肢>
②対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [10万人以上100万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者(以下「消除者」という。)を含む
その必要性	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル) において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に 更新・管理・提供する必要があるため。
④記録される項目	<選択肢> [10項目以上50項目未満] 1)10項目未満 2)10項目以上50項目未満 3)50項目以上100項目未満 4)100項目以上
主な記録項目 ※	 ・識別情報 [○○]個人番号 []個人番号対応符号 []その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○○]4情報(氏名、性別、生年月日、住所) []連絡先(電話番号等) [○○]その他住民票関係情報 •業務関係情報 []地方税関係情報 []健康・医療関係情報 []医療保険関係情報 []児童福祉・子育で関係情報 []障害者福祉関係情報 []生活保護・社会福祉関係情報 []介護・高齢者福祉関係情報 []学校・教育関係情報 []アー・労働関係情報 []年金関係情報 []学校・教育関係情報 []災害関係情報 []学校・教育関係情報 []次害関係情報 []での他 ()
その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 :住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報(個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要があるため。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年7月14日
⑥事務担当部署	市民部市民課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[]本人又は本人の代理人
		[]評価実施機関内の他部署 ()
		[]行政機関・独立行政法人等 ()
		[] 地方公共団体・地方独立行政法人 ()
		[]民間事業者 ()
		[〇]その他 (自部署)
		[]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ
@1#±	+	[]電子メール []専用線 []庁内連携システム
②入手方法	4	[]情報提供ネットワークシステム
		[〇]その他 (既存住民基本台帳システム)
③使用目的 ※		住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル) において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に 更新・管理・提供する。
	使用部署	市民部市民課
④使用の主	使用者数	<選択肢>(選択肢>10人以上50人未満2)10人以上50人未満3)50人以上100人未満4)100人以上500人未満5)500人以上1,000人未満6)1,000人以上
⑤使用方法		・住民票の記載事項の変更又は新規作成が生じた場合、既存住基システムから当該本人確認情報の更新情報を受領し(既存住基システム→市町村CS)、受領した情報を元に本人確認情報ファイルを更新し、当該本人確認情報の更新情報を都道府県知事に通知する(市町村CS→都道府県サーバ)。 ・住民から提示された個人番号カードに登録された住民票コードをキーとして本人確認情報ファイルを検索し、画面に表示された本人確認情報と申請・届出書等の記載内容を照合し確認することで本人確認を行う(個人番号カード →市町村CS)。 ・4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。 ・本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事保存本人確認情報ファイル(都道府県サーバ)及び機構保存本人確認情報ファイル(全国サーバ)と整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する(市町村CS→都道府県サーバノ全国サーバ)。
情報の突合		・本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。 ・個人番号カードを用いて本人確認を行う際に、提示を受けた個人番号カードと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。
⑥使用開始日		平成27年7月14日

4. 犋	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託				
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件			
委託	事項1	住民基本台帳ファイル及び住基ネットCSの運用保守委託			
①委詞	托内容	住民基本台帳ファイル及び住基ネットCSの運用保守			
②委託先における取扱者数		<選択肢> 「 10人未満 10人未満 2)10人以上50人未満 2)10人以上50人未満 2)10人以上500人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上			
③委託先名		株式会社 ジーシーシー			
	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない			
再委託	⑤再委託の許諾方法				
	⑥再委託事項				
委託	事項2~5				

5. 特定個人情報の提供・	移転(委託に伴うものを除く。)
担供・投転の右無	[O]提供を行っている (2)件 []移転を行っている ()件
提供・移転の有無	[] 行っていない
提供先1	都道府県
①法令上の根拠	住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)
②提供先における用途	・市町村より受領した本人確認情報の変更情報(当該提供情報)を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルの当該住民に係る情報を更新し、機構に通知する。・都道府県の執行機関に対し本人確認情報を提供する。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2 ③対象となる本人の範囲」と同上。
	[]情報提供ネットワークシステム []専用線
 ⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[] フラッシュメモリ []紙
	[O]その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期·頻度	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報ファイルを構成する項目に記載及び変更が発生した都度随時。
提供先2~5	
提供先2~5	都道府県および地方公共団体情報システム機構
	都道府県および地方公共団体情報システム機構 住基法第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)
提供先2	
提供先2 ①法令上の根拠	住基法第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) 住民基本台帳の正確な記録を確保するため、本人確認情報ファイルの記載内容(当該提供情報)と都 道府県知事保存本人確認情報ファイルおよび機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合するこ
提供先2 ①法令上の根拠 ②提供先における用途	住基法第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) 住民基本台帳の正確な記録を確保するため、本人確認情報ファイルの記載内容(当該提供情報)と都 道府県知事保存本人確認情報ファイルおよび機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合することを確認する。 住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 <選択肢> 1)1万人未満
提供先2 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる	住基法第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) 住民基本台帳の正確な記録を確保するため、本人確認情報ファイルの記載内容(当該提供情報)と都道府県知事保存本人確認情報ファイルおよび機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合することを確認する。 住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 (選択肢> 1) 1万人よ満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供先2 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数	住基法第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) 住民基本台帳の正確な記録を確保するため、本人確認情報ファイルの記載内容(当該提供情報)と都道府県知事保存本人確認情報ファイルおよび機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合することを確認する。 住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上10万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供先2 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	住基法第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) 住民基本台帳の正確な記録を確保するため、本人確認情報ファイルの記載内容(当該提供情報)と都道府県知事保存本人確認情報ファイルおよび機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合することを確認する。 住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供先2 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる	住基法第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) 住民基本台帳の正確な記録を確保するため、本人確認情報ファイルの記載内容(当該提供情報)と都道府県知事保存本人確認情報ファイルおよび機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合することを確認する。 住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 (選択肢) 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。 []情報提供ネットワークシステム []専用線
提供先2 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	住基法第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) 住民基本台帳の正確な記録を確保するため、本人確認情報ファイルの記載内容(当該提供情報)と都道府県知事保存本人確認情報ファイルおよび機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合することを確認する。 住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人人未満 3)10万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。 []情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
提供先2 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	住基法第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) 住民基本台帳の正確な記録を確保するため、本人確認情報ファイルの記載内容(当該提供情報)と都道府県知事保存本人確認情報ファイルおよび機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合することを確認する。 住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上100万人未満 5)1,000万人以上 「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。 []情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
提供先2 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ⑥提供方法 ②時期・頻度 提供先6~10	住基法第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) 住民基本台帳の正確な記録を確保するため、本人確認情報ファイルの記載内容(当該提供情報)と都道府県知事保存本人確認情報ファイルおよび機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合することを確認する。 住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 (選択肢) 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上100万人未満 5) 1,000万人以上 「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。 []情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 [O] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
提供先2 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住基法第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) 住民基本台帳の正確な記録を確保するため、本人確認情報ファイルの記載内容(当該提供情報)と都道府県知事保存本人確認情報ファイルおよび機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合することを確認する。 住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 (選択肢) 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上100万人未満 5) 1,000万人以上 「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。 []情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 [O] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)

移転先1			
①法令上の根拠			
②移転先における用途			
③移転する情報			
④移転する情報の対象となる 本人の数	[]	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲			
⑥移転方法	[] 庁内連携システム[] 電子メール[] フラッシュメモリ[] その他 ([] 専用線[] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)[] 紙)	
⑦時期·頻度			
移転先2~5			
移転先6~10			
移転先11~15			
移転先16~20			
6. 特定個人情報の保管・消去			
保管場所 ※	サーバーを専用の管理区域に設置しる。サーバーへのアクセスは生体認証	ており、設置場所への入退室管理や有人による監視を行ってい 正とIDにより行う。	
7. 備考			

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

全ての記録項目

⑤保有開始日 ⑥事務担当部署 別添1を参照。 平成27年7月14日

市民部市民課

1. 特定個人情報ファイル名 (3)送付先情報ファイル 2. 基本情報 1)システム用ファイル ①ファイルの種類 ※ システム用ファイル 1 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等) <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 ②対象となる本人の数 [10万人以上100万人未満] 4) 100万人以上1,000万人未淌 5) 1,000万人以上 区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指 ③対象となる本人の範囲 ※ す) 番号法第7条(指定及び通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者全員に送付する必 要がある。 その必要性 また、同法第17条第1項(個人番号カードの交付等)に基づき、交付申請書を個人番号通知書送付者 全員に送付する必要がある。 市町村は、法令に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 [50項目以上100項目未満] ④記録される項目 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 ·識別情報 [O]個人番号 「] 個人番号対応符号 「] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [〇]4情報(氏名、性別、生年月日、住所) []連絡先(電話番号等) [〇] その他住民票関係情報 ·業務関係情報 主な記録項目 ※ 〕国税関係情報 「 〕 地方税関係情報 「 〕健康・医療関係情報] 医療保険関係情報 []児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報]生活保護・社会福祉関係情報 []介護・高齢者福祉関係情報]雇用•労働関係情報 []年金関係情報 [] 学校·教育関係情報] 災害関係情報 [○]その他 (個人番号通知書及び個人番号カード交付申請書の送付先情報) ・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 :個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。 ・その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) その妥当性 :機構に対し、法令に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発 行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送 付先に係る情報に係る情報を記録する必要がある。

3. 特定個人情報の入手・使用			
①入手元 ※			[]本人又は本人の代理人
			[]評価実施機関内の他部署 ()
			[〇]行政機関・独立行政法人等 (地方公共団体情報システム機構)
			[O]地方公共団体·地方独立行政法人 (市町村)
			[]民間事業者 ()
			[〇] その他 (自部署)
			[]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ
②入手方	·注		[]電子メール []専用線 []庁内連携システム
	1 / 🗘		[]情報提供ネットワークシステム
			[〇]その他 (既存住民基本台帳システム)
③使用目	的 ※		法令に基づく委任を受けて個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。
		使用部署	市民部市民課
④使用の主体		使用者数	<選択肢>
⑤使用方法			・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を法令に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。
情報の突合)突合	入手した送付先情報に含まれる4情報等の変更の有無を確認する(最新の4情報等であることを確認する)ため、機構(全国サーバ)が保有する「機構保存本人確認情報」との情報の突合を行う。
⑥使用開始日			平成27年7月14日

4. 特	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託				
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> (1) 委託する 2) 委託しない (1) 件			
委託事項1		住民基本台帳ファイル及び住基ネットCSの運用保守委託			
①委託内容		住民基本台帳ファイル及び住基ネットCSの運用保守			
②委託先における取扱者数		<選択肢> (選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上			
③委託先名		株式会社 ジーシーシー			
	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない			
再委託	⑤再委託の許諾方法				
	⑥再委託事項				
委託	事項2~5				
委託事項6~10					
委託事項11~15					
委託	事項16~20				

5. 特定個人情報の提供・	移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無	[O]提供を行っている (1)件 []移転を行っている ()件		
(を)	[] 行っていない		
提供先1	地方公共団体情報システム機構(機構)		
①法令上の根拠	総務省令第85号 第36条 個人番号通知書・個人番号カード関連事務に係る通知		
②提供先における用途	市町村から法令に基づく委任を受け、個人番号通知書および交付申請書を印刷し、送付する。		
③提供する情報	「2. ④記録される項目」に同上。		
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [10万人以上100万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ④記録される項目」に同上。		
	[]情報提供ネットワークシステム []専用線		
⑥提供方法	[]電子メール		
	[]		
	[O] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)		
⑦時期·頻度	新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する。		
提供先2~5			
提供先6~10			
提供先11~15	提供先11~15		
提供先16~20			

移転先1					
①法令上の根拠					
②移転先における用途					
③移転する情報					
④移転する情報の対象となる 本人の数	[]	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上10万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上			
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲					
	[]庁内連携システム	[] 専用線			
6移転方法	[]電子メール	[] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)			
○19 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	[] フラッシュメモリ	[]紙			
	[]その他 ()			
⑦時期·頻度					
移転先2~5					
移転先6~10					
移転先11~15	移転先11~15				
移転先16~20					
6. 特定個人情報の保管・消去					
保管場所 ※	保管場所 ※ サーバーを専用の管理区域に設置しており、設置場所への入退室管理や有人による監視を行っている。サーバーへのアクセスは生体認証とIDにより行う。				
7. 備考					

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1)住	民基本台帳ファイル
1	世帯番号
2	世帯主力ナ氏名
3	世帯主漢字氏名
4	行政区コード
5	現住所郵便番号
6	現住所自治体コード
7	現住所町字コード
8	現住所
9	現住所方書コード
10	現住所方書
11	異動事由
12	宛名番号
13	除票区分
14	住民異動日
15	住民届出日
16	住定異動日
17	住定異動事由
18	住定届出日
19	住定届出事由
20	力ナ氏名
21	漢字氏名
22	性別コード
23	生年月日
24	続柄コード
25	本籍自治体コード
26	本籍郵便番号
27	本籍
28	筆頭者漢字
29	旧姓漢字
30	住民票コード
31	前住所自治体コード
32	前住所郵便番号
33	前住所
34	前住所方書
35	前住所世帯主漢字
36	転出予定地自治体コード
37	転出予定地郵便番号
38	転出予定地
39	転出予定地方書
40	転出予定地世帯主漢字
41	転出確定地自治体コード
42	転出確定地郵便番号
43	転出確定地
44	転出確定地方書
45	転出確定地世帯主漢字
46	最終住民登録地自治体コード
47	最終住民登録地郵便番号
48	最終住民登録地
49	最終住民登録地方書
50	最終住民登録地世帯主漢字

51	未届期間開始
52	未届期間終了
53	付記事項(備考)
54	除票異動日
55	除票届出日
56	除票異動事由
57	除票届出事由
58	外国人本名カナ
59	外国人本名漢字
60	外国人通称カナ
61	外国人通称漢字
62	外国人併記名漢字
63	外国人併記名カナ
64	国籍コード
65	国籍漢字
66	在留カード等番号
67	在留資格コード
68	在留資格漢字
69	30の45区分
70	在留期間
71	在留期限満了日
72	外国人生年月日
73	外国人住民異動日
74	外国人住民届出日
75	外国人住定異動日
76	外国人住定異動事由
77	外国人住定届出日
78	外国人住定異動事由
79	居住地届出フラグ
80	通称履歴
81	個人番号

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1)住民基本台帳ファイル

0.0	団体内統合宛名
82	団体内統合宛名番号
83	個人番号
84	宛名番号
85	氏名カナ
86	氏名漢字
87	生年月日
88	性別
89	市区町村コード
90	行政区コード
91	町字コード
92	郵便番号
93	都道府県名
94	市区郡名
95	町村名
96	字名
97	番地
98	方書
99	本番
	技番
101	棟番号
102	部屋番号
103	アルファベット氏名
104	通称名
105	漢字併記名
106	宛名区分
107	除票区分
108	システムコード
109	主体(実際上の主体)
110	事務(下欄)
111	具体的な手続(主務省令事項)
112	手続き根拠(法令・政省令・告示・通知)
113	施行日
114	
115	業務コード
116	番号出力停止フラグ(帳票への番号出力有無)
117	削除フラグ
118	変更前個人番号
119	変更後個人番号
	所属利用事務権限
120	所属コード
121	更新日時
122	更新ユーザID
123	
123	連番
104	個人番号アクセスログ
	SEQ 団体内統合宛名番号
126	宛名番号
127	操作日
128	操作内容コード
129	システムコード
130	管理番号 18.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4
131	操作端末
132	端末コンピュータ名
133	操作職員番号
134	操作職員所属名称
	品 / 中
135	操作職員名称
135 136	備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(2)本人確認情報ファイル

(2)4	へ人 唯 総 情 報 ノアイ ル
1	住民票コード
2	漢字氏名
3	外字数(氏名)
4	ふりがな氏名
5	清音化がな氏名
6	生年月日
7	性別
8	市町村コード
9	大字・字コード
10	郵便番号
11	住所
12	外字数(住所)
13	個人番号
14	住民となった日
15	住所を定めた日
16	届出の年月日
17	市町村コード(転入前)
18	転入前住所
19	外字数(転入前住所)
20	拿壳+丙
21	異動事由
22	異動年月日
23	異動事由詳
24	旧住民票コード
25	住民票コード使用年月日
26	依頼管理番号
27	操作者ID
28	操作端末ID
29	更新順番号
30	異動事更新順番号
31	更新禁止フラグ
32	予定者フラグ
33	排他フラグ
34	外字フラグ
35	レコード状況フラグ
36	タイム フタンプ

(別添1)特定個人情報ファイル記録項目

(3)送付先情報ファイル

(3)送	付先情報ファイル
1	送付先管理番号
2	送付先郵便番号
3	送付先住所 漢字項目長
4	送付先住所 漢字
5	送付先住所 漢字 外字数
6	送付先氏名 漢字項目長
7	送付先氏名 漢字
8	送付先氏名 漢字 外字数
9	市町村コード
10	市町村名 項目長
11	市町村名
12	市町村郵便番号
13	市町村住所 項目長
14	市町村住所
15	市町村住所 外字数
16	市町村電話番号
17	交付場所名 項目長
18	交付場所名
19	交付場所名 外字数
20	交付場所郵便番号
21	交付場所住所 項目長
22	交付場所住所
23	交付場所住所 外字数
24	交付場所電話番号
25	カード送付場所名 項目長
26	カード送付場所名
27	カード送付場所名 外字数
28	カード送付場所郵便番号
29	カード送付場所住所 項目長
30	カード送付場所住所
31	カード送付場所住所 外字数
32	カード送付場所電話番号
33	対象となる人数
34	処理年月日
35	操作者ID
36	操作端末ID
37	印刷区分
38	住民票コード
39	氏名 漢字項目長
40	氏名 漢字
41	氏名 漢字 外字数
42	氏名 かな項目長
43	氏名かな
44	郵便番号
45	住所 項目長
46	住所
47	住所 外字数
48	生年月日
49	性別
50	個人番号

51	第30条の45に規定する区分
52	在留期間の満了の日
53	代替文字変換結果
54	代替文字氏名 項目長
55	代替文字氏名
56	代替文字住所 項目長
57	代替文字住所
58	代替文字氏名位置情報
59	代替文字住所位置情報
60	外字フラグ
61	外字パターン

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

(1)住民基本台帳ファイル、(2)本人確認情報ファイル、(3)送付先情報ファイル

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク: 目的外の入手が行われるリスク

1. 住民からの届出・申請等の情報の入手にあたっては必要な手順を作成し、「小金井市戸籍、住民基本台帳等に係る届出等に関する本人確認等事務取扱要綱」に基づいて届出・申請内容、本人確認や個人番号の真正性確認を実施する。

2. 市町村CSからの本人確認情報等の入手にあたっては、既存住基システム、住民基本台帳ネットワークシステムのシステム連携仕様に基づくため、対象者以外の情報を入手することはない。また、市町村CSの利用記録を定期的にチェックすることで不正利用を抑止する。

リスクに対する措置の内容

3. 利用端末にて照会する特定個人情報の入手にあたっては、個人単位の操作ログを取得し追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の情報の入手の抑止を図っている。証跡については完全性を担保し、容易に改ざんできない対策を施す。

4. 既存住基システムは管理者が許可した端末でのみ利用可能としている。また、利用できる職員を限定するためユーザID/手のひら静脈による認証を行い、アクセス権を持たない職員のなりすましによる入手への対策を施すとともに、半年ごとにパスワードの更新を行う。

5. 上記の対応が手順化され、当該情報システムを管理する所属長は、当該情報システム利用者に対して情報システムの適正な運用を行うことを目的とした教育を行う。

リスクへの対策は十分か

特に力を入れている

<選択肢> 1)特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- 1. 不適切な方法で入手が行われるリスク
- (1)リスクに対する措置の内容
- a.「小金井市住民記録システム及び住民基本台帳ネットワークシステム管理運用基準」により取扱い窓口・方法を指定することで不正な入手を防止している。
- b. データを格納しているサーバへの物理的アクセスが制限されており、不正な入手を防止している。
- c. システムの業務メニューを表示できるユーザーを限定することで、情報へのアクセスを制限し、目的外の入手を防いでいる。
- d. 既存住基システムは限られた端末でのみ利用可能とし、利用できる職員を限定している。また、ユーザID/手のひら静脈による認証 を行い、アクセス権を持たない職員のなりすましによる入手への対策を施し、操作ログによる証跡を記録している。
- e. 各種照会情報の入手については、あらかじめ定められたインタフェースに基づいて情報を取得する仕組みである。
- 2. 入手した特定個人情報が不正確であるリスク
- (1)入手の際の本人確認の措置の内容
- 「小金井市戸籍、住民基本台帳等に係る届出等に関する本人確認等事務取扱要綱」により規定された本人確認を行っている。
- (2)個人番号の真正性確認の措置の内容
- a. 住民からの届出・請求情報の入手にあたっては、本人の個人番号カードの提示(個人番号カードがない場合には通知カード、個人番号の記載のある住民票の写し又は住民記載事項証明書)を受け、既存住基システム、住基ネットを用いて個人番号の真正性確認を行う。
- b. 他団体からの証明書等の情報の入手にあたっては、既存住基システム内で持っている住民基本台帳情報と突合を行い、本人の個 人番号であることを確認する。
- (3)特定個人情報の正確性確保の措置の内容
- a.「小金井市戸籍、住民基本台帳等に係る届出等に関する本人確認等事務取扱要綱」による規定の改訂により対応する。
- b. 職員にて収集した情報に基づいて、間違いがあれば職権で適宜修正することで正確性を確保している。
- 3. 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク
- (1)リスクに対する措置の内容
- a. 事務分担表により規定された職員以外は触れない。最終退出者が重要情報の保管場所の施錠確認をしている。
- b. 個人情報へのアクセスや操作の失敗(障害記録)について記録を取得している。
- c. 上記については、業務マニュアルに記載し、新規職員に対して研修を実施している。

3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

1. 宛名機能の操作においてはユーザID/手のひら静脈による認証を実施しており、あらかじめ定められた職員及びシステム(機能)しか特定個人情報にアクセスできないように権限設定を行い、アクセス制御を行う。

2. システム内の連携については、目的を超えた紐付けができないよう設計されている。

リスクに対する措置の内容

- 3. 市町村CSとは予め定められたインタフェースでのみ、既存住基システムと接続を行うよう制御している。
- 4. 市町村CSへのアクセスにおいてユーザID/手のひら静脈による認証を実施しており、あらかじめ定められた職員及びシステム(機能)しか特定個人情報にアクセスできないように権限設定を行い、アクセス制御を行っている。
- 5. 宛名機能の操作の記録を取得・保管し、定期的にチェックしている。

リスクへの対策は十分か		[十分である		技> 力を入れている が残されている	2) 十分である
リスク	2: 権限のない者(元職	員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使	用されるリスク	
ユー+	デ認証の管理 -	[行っている]	く選択) 1)行っ		2) 行っていない
	具体的な管理方法	る。	t、個人に一意のア フセス権は、システム 削としている。 棄は、人事異動やJ	カウントを付与し、当 ムメニューごとの管理 退職時など、規定に	半年に一度パスワードを更新してい 里者(主管課長)により承認されても 基づいて随時行っている。
1. システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 2. 委託先事業者には、本システム使用者と退職後もわすことを契約事項に含めている。 3. 当該情報システムを管理する課長は、当該情報・用を行うことを目的とした教育を行っている。					
リスクへの対策は十分か		[特に力を入れている		技> 力を入れている が残されている	2) 十分である

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- 1. 端末に5分の強制ログアウトを設定し、また、離席時はログアウト(ログオフ)することで画面表示のリスクに対応する。 2. システムを使用する端末の画面を覗きしにくい場所に設置する。できない場合は、覗き見防止フィルターなどを装着する。 3. プリンタ出力された特定個人情報が含まれた紙は、印刷後、速やかに印刷物を取りに行き印刷物の取り忘れ防止を確実にする。 4. 誤って印刷された特定個人情報は再利用せず復元不能化処理等を行う。

- 5. 特定個人情報は支所や出張所等では取り扱わず、個人情報取扱責任者が常駐する執務室内で一元管理する。

4. 特	定個人情報ファイルの	り取扱いの委託	[]委託しない			
リスク	リスク: 委託先における不正な使用等のリスク					
	2約書中の特定個人情 イルの取扱いに関する	[定めている] <選択肢> [定めている] 1)定めている	2) 定めていない			
	規定の内容	1. 委託先がプライバシーマーク認証及びISMSをベースとして定連する情報セキュリティ実施手順の遵守 2. 委託先の責任者、委託内容、作業者、作業場所の特定 3. 従業員に対する教育の実施 4. 提供された情報の目的外利用及び受託者以外の者への提供 5. 業務上知り得た情報の守秘義務 6. 再委託に関する制限事項の遵守 7. 委託業務終了時の情報資産の返還、廃棄等 8. 委託業務の定期報告及び緊急時報告義務 9. 監査、検査				
	モ先による特定個人情 イルの適切な取扱いの	<選択肢> 「 十分に行っている] 1)特に力を入れて行っている。 3)十分に行っていない	っている 2) 十分に行っている 4) 再委託していない			
	具体的な方法	再委託に関しては以下の制限を課している。 1. 再委託は原則禁止とするが、行う場合は事前に市の承認を得 2. 再委託を行う場合は、再委託先も一次委託事業者と同等の義 3. 再委託先の責任は、一次委託事業者が同様の責任を負うこと	務を負うこと。			
その他	也の措置の内容	1. 委託先を選定する際に、ISO9001(品質),ISO27001(情報セキュビを要件としている。 2. 委託先にて個人情報保護に関する規定、体制の整備、安全管時等定期的にデータセンターの実地確認を行っている。 3. 特定個人情報ファイルへのアクセスができる端末制限を行っている。 4. 委託先から他社への提供は原則として認めていない。(ただし5. 委託先へ特定個人情報を提供する際には、市が承認したVPN6. 委託先へデータが格納された媒体を搬送する場合は、施錠可7. 個人情報を記録した媒体(紙、外部記録媒体)の破棄は、再利58. 市は、事業者の拠点を必要に応じて現地調査・確認を行えるこ9. 委託先での作業については、特定個人情報ファイル取扱いの提出を義務付けており、特定個人情報ファイルへのアクセス同能とのアクセス制御が有効に機能していることを、月次で市に報告している話録すること、市の求めに応じて提出する義務があることをを契が適正に取得されていることを、月次で市に報告している。 11. 取得したアクセスログは、漏えい、滅失及び毀損から適切に係12. 保管されているデータや、アクセスログは期限前に廃棄したり抱え込んだりすることのないよう、適正に管理されている。 13. 情報を記録している記録媒体が不要になった場合、記録媒体に処置したうえで廃棄している。	理措置が取られているか、契約更新にいる。また、ユーザごとにアクセス制御、事前に市の承認がある場合を除く) N接続先以外に認めない。 能なケースを用いる。 用できない措置を講じている。 こととしている。 管理体制、管理者及び取扱者の名簿 な作業者数を最小限にしている。また、 こている。 業務についての従事者、従事日時等 契約内容に含めている。また、その記録 保護している。 、期限終了後も漫然と保存してリスクを			
リスク	への対策は十分か	[十分である] <選択肢>] 1)特に力を入れている 3)課題が残されている) 2) 十分である			
特定個	固人情報ファイルの取扱	いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置				
2か月	2か月に1回、契約履行状況の報告書の提出及び報告会が行われている。					

5. 特定個人情報の提供・移転	〒(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない					
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク						
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている] <選択肢> 1)定めている 2)定めていない					
ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	番号法及び住民基本台帳法に基づき、特定個人情報の移転・提供が可能となるよう各種条例を整備する。また、その条例に基づいた管理手順を整備し、手順に従った特定個人情報の移転・提供を行う。					
その他の措置の内容	1. 「システムが格納されているサーバの使用」及び「特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 2. 特定個人情報へのアクセス履歴を記録し、適切に管理する。 3. データ抽出機能からは、個人番号を抽出不能となる改修を行う。					
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

1. 不正な提供・移転対策

- (1)市町村CSを介した通信では接続先と相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供・移転はなされないことが システム上担保されている。
- (2)媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。

2. 誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置

- (1)システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供することを担保する。
- (2)特定個人情報に変更が生じた際には、システムへの登録時点で項目のフォーマットチェックや論理チェック(例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする)がなされた情報を通知することをシステム上で担保する。
- (3)市町村CSを介した通信では接続先と相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供・移転はなされないことが システム上担保されている。

6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[O] 接続しない(入手)	[]接続しない(提供)				
リスク1: 目的外の入手が行	リスク1: 目的外の入手が行われるリスク						
リスクに対する措置の内容							
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である				
リスク2: 不正な提供が行われ	しるリスク						
リスクに対する措置の内容	1. 既存住基システムのソフトウェアに(1)中間サーバーの仕様に基づき提供ステムで担保している。(2)特定個人情報の提供は既存住基・2. 既存住基システムの運用における・では、1)既存住基システムの運用における・では、1)既存住基システムの運用における・では、1)既存住基システムの運用における・では、1)に、1)に、1)に、1)に、1)に、1)に、1)に、1)に、2)に、1)に、1)に、2)に、1)に、2)に、1)に、2)に、1)に、2)に、4)に、4)に、4)に、4)に、4)に、4)に、4)に、4)に、4)に、5)に、4)に、4)に、5)に、5)に、5)に、5)に、5)に、5)に、5)に、5)に、5)に、5	はするため、不正に特定個人情報が システムでの連携に限定しており、 措置 操作ログは、不正な提供が行われま、適切に不開示設定を行う実施。 提供に当たっては、所属長の承認。 提供に当たっては、所属長の承認。 提供に当たっては、所属長の承認。 提供に当たっては、所属長の承認。 提供に当たっては、所属長の承認。 は、適切に不開示設定を行う実施。 提供に当たっては、所属長の承認。 は、適切に不開示設定を行う実施。 提供に当たっては、所属長の承認。 は一クシステムにおける提供の要サーバにも格納しの要提供のの要け、は、は、 が照の人情報の提供との表で、 が照のといてはないは、 は、このでは、このがイン、 は、といてはは、 は、このでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	人の手を介在できない。 ていないことを適宜確認し、必 手順を運用ルールに定め、当該 を得た上で、提供を実施する運 会許可用照合リストを情報提供 がチェックを実施している。 の受領及び情報提供をつう機 がう際には、情報提供をつう機 がう際には、情報提供をつうが表 報を受領し、照会内容に対応している。 でうに自動応というがある。 でうに自動に、ログイン・ログアウト 証の他に、ログイン・面切なオン				
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である				

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

1. システム教育

(1)既存システム、中間サーバー接続端末での情報照会、情報提供等に係る実施手順を、管理手順書に記載し、当該情報システムを管理する課長は、当該情報システム利用者に対して情報システムの適正な運用を行うことを目的とした教育を行っている。

2. 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置

- (1)中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- (2)情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

3. 中間サーバー・プラットフォームにおける措置

- (1)中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 (2)中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性
- (2)中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- (3)中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- (4)特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特	7. 特定個人情報の保管・消去						
リスク	リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク						
①事故発生時手順の策定・ 周知		[特に力を入れ	に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]		<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
	その内容						
	再発防止策の内容						
その他の措置の内容							
リスクへの対策は十分か		[十分	である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

1. 物理的対策

- (1)特定個人情報を保管するサーバ設置場所は、生体認証装置による入退室管理を行っている。
- (2)特定個人情報はすべてサーバ上で保管し、個別のPCに保管しない。
- (3)特定個人情報を記録された媒体の運用基準を定め、遵守状況を定期的に確認している。
- (4)特定個人情報を保管するサーバには、電源の冗長化、室温管理、ケーブルの安全管理、耐震対策、防火措置、防水措置等を講じている。
- (5)特定個人情報を保管するサーバは定期保守を実施することで情報の毀損等への対策を図り、定期保守を実施する際には、事業者による漏えい等を防ぐため、秘密保持契約や情報を消去した状態での実施等の対策を実施している。
- (6)特定個人情報を保管するサーバは、不正利用の抑止を目的として監視カメラ等の設置している。
- (7)特定個人情報を記した書類等は、施錠可能なキャビネットに保管している。

2. 技術的対策

- (1) ウィルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行っている。
- (2)他のネットワーク及び情報システムと物理的に分離する措置を講じている。
- 3. 中間サーバー・プラットフォームにおける措置
- (1)中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。
- (2)中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。
- (3)中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。
- (4)導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。

8. 監査						
実施の有無	[O]自己点検 [O]内部監査 []外部監査					
9. 従業者に対する教育・	啓発					
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない					
具体的な方法	1. 情報セキュリティに関する教育を、全ての職員に対して行っている。 2. 当該情報システムを管理する課長は、当該情報システム利用者に対して情報システムの適正な運 用を行うことを目的とした教育を行っている。					
10. その他のリスク対策						

情報セキュリティの事業者と契約し、その支援・助言を受けながら情報セキュリティリスクへの対応を行っている。

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・語	1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求				
①請求先	N金井市総務部総務課情報公開係 N金井市本町六丁目6番3号 042-387-9926				
②請求方法	定様式(個人情報開示請求書)により書面の提出を受ける。				
③法令による特別の手続					
④個人情報ファイル簿への不 記載等					
2. 特定個人情報ファイルの	D取扱いに関する問合せ				
①連絡先	小金井市市民部市民課市民係 小金井市本町六丁目6番3号 042-387-9830				
②対応方法	問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。				

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成27年3月31日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見	見の聴取 【任意】
①方法	
②実施日·期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月27日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令条の根拠	・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町	・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第5条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民悪の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情	事後	
	I 基本情報 6. 評価実施機関における 担当部署 ②所属長	市民部市民課長 松井 玉恵	市民部市民課長 高橋 弘樹	事後	

平成29年4月28日	I 基本情報 6. 評価実施機関における 担当部署 ① 部署 Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署 3. 特定個人情報の入手・ 使用 ④使用の主体 使用部署	市民課	市民部市民課	事後	
平成30年5月2日	Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスクに対する措置の内容	ユーザID/パスワードによる認証	ユーザID/手のひら静脈による認証	事後	
平成30年5月2日	Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		ユーザID/手のひら静脈による認証	事後	
平成30年5月2日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスクに対する措置の内容	ユーザID/パスワードによる認証	ユーザID/手のひら静脈による認証	事後	
平成30年5月2日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 ユーザー認証の管理 具体的 な管理方法	ユーザID/パスワードによる認証	ユーザID/手のひら静脈による認証	事後	

令和1年6月27日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	報」が含まれる項(1、 2、3、4、6、8、9、11、14、16、18、20、2 1、23、27、30、31、34、35、37、38、39、 40、42、48、53、 54、57、58、59、61、62、66、67、70、7 7、80、84、89、91、92、94、96、101、10	ち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、 2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、2 3、27、30、31、34、35、37、38、39、40、 42、48、53、 54、57、58、59、61、62、66、67、70、7 4、77、80、84、85の2、89、91、92、94、9 6、101、102、103、105、	事後	
令和1年6月27日	I 基本情報 6. 評価実施機関における 担当部署 ②所属長の役職名	市民部市民課長 高橋 弘樹	市民部市民課長	事後	
令和1年6月27日	II 特定個人情報ファイルの 概要 4. 特定個人情報保護ファイル の取扱いの委託 委託件数	1件	2件	事後	
令和1年6月27日	II 特定個人情報ファイルの 概要 4. 特定個人情報保護ファイル の取扱いの委託 委託事項		委託事項 住民基本台帳事務窓口委託 ①委託内容 住民基本台帳に係る届出・申請に 伴う各種処理及び証明発行 ②委託先における取扱者数 10人以上50人未 満 ③委託先 株式会社エイジェック ④再委託の有無 再委託しない	事後	

令和1年6月27日	II 特定個人情報ファイルの 概要 4. 特定個人情報保護ファイル の取扱いの委託 委託事項	委託 ①委託内容 住民基本台帳ファイルの運用保守 ②委託先における取扱者数 10人未満 ③委託先 株式会社ジーシーシー ④再委託の有無 再委託する(住民基本台帳ファイル) 再委託しない(本人確認情報ファイル及び送付	委託事項 住民基本台帳ファイル及び住基ネットCSの運用保守委託 ①委託内容 住民基本台帳ファイル及び住基ネットCSの運用保守 ②委託先における取扱者数 10人未満 ③委託先 株式会社ジーシーシー ④再委託の有無 再委託する(住民基本台帳ファイル) 再委託しない(本人確認情報ファイル及び送付先情報ファイル)	事後	
令和2年6月30日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能 10. 送付先情報の通知	知カード、個人番号カード交付申請書等)を送付するため、市町村CSへ送付先情報を通知す	10. 送付先情報の通知 :個人番号の通知に係る事務の委任先である 機構において、住民に対して番号通知書類(個 人番号通知書、個人番号カード交付申請書等) を送付するため、市町村CSへ送付先情報を通 知する機能	事後	
令和2年6月30日	取り扱う事務において使用す	:個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(通知カード、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。)等)を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該	既存住基システムから当該市町村の住民基本	事後	

令和2年6月30日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム システム5 ②システムの機能	機構が管理する証明書交行センダー(以下交行センター)からの要求に応じて、住民票の写し、印鑑登録証明書に関する証明書データを作成し、送信する。 2 住民記録システムとの情報連携機能既存住基システムとの情報連携機能既存住基システムとの情報連携機能既存住基システムとの情報連携機能既存住基システムとの情報連携機能既存住民記録システムから証明書の発行に関する情報を受信する。3 カード情報管理機能コンビニのマルチコピー機で証明書を取得するために、住民基本台帳カードに設定される識別番号や個人番号カードに設定される識別番号や個人と紹供は、暗証来見を管理する	1 証明書データ作成機能 機構が管理する証明書交付センターからの要求に応じて、住民票の写し、印鑑登録証明書、 戸籍謄抄本及び戸籍の附票に関する証明書 データを作成し、送信する。 2 住民記録システム及び戸籍システムとの情報連携機能 既存住基システムで住民票及び戸籍の記載事項、印鑑登録、住民基本台帳カード・個人番号カードの識別番号や暗証番号に関する異動等が発生した際に住民記録システムから証明書の発行に関する情報を受信する。 3 カード情報管理機能 コンビニのマルチコピー機で証明書を取得するために、住民基本台帳カードに設定される識別番号や個人番号カードに設定される識別番号を個人と紐付け、暗証番号を管理する。	事後	
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム5 ③他のシステムとの接続		[〇] 既存住民基本台帳システム [〇] その他 (戸籍システム)	事後	

	1	ı			1
令和2年6月30日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、119の項) (別表第二における情報照会の根拠)	42、48、53、54、57、58、59、61、62、6 6、67、70、74、77、80、84、85の2、89、9 1、92、94、96、97、101、102、103、10 5、106、107、108、111、112、113、11 4、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) ・なし(住民基本台帳に関する事務において情	事後	
令和2年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3)送付先情報ファイル 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性	付する必要がある。 また、同法第17条第1項(個人番号カードの交付等)により、個人番号カードは通知カードと引	また、同法第17条第1項(個人番号カードの交付等)に基づき、交付申請書を個人番号通知書送付者全員に送付する必要がある。 市町村は、法令に基づき、これらの事務の実施		
令和2年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3)送付先情報ファイル 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	・業務関係情報 [〇]その他 (通知カード及び個人番号カード交付申請書の送付先情報)	・業務関係情報 [〇]その他 (個人番号通知書及び個人番号 カード交付申請書の送付先情報)	事後	
令和2年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3)送付先情報ファイル 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	:機構に対し、法令に基づき通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、通知カード及び交付申請書の送付先に係る情報に係る情報を記録する	・その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) :機構に対し、法令に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報に係る情報を記録する必要がある。	事後	

令和2年6月30日	(3)送付先情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使	甲請者の印刷、送り並びに個人番号ガートの 発行を行う機構に対し、通知カード及び交付申 :	法令に基づく委任を受けて個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	事後	
令和2年6月30日	(3)送付先情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用	委任する機構に対し提供する(既存住基システ		事後	
令和2年6月30日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 (3)送付先情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠		総務省令第85号 第36条 個人番号通知書・個 人番号カード関連事務に係る通知	事後	
令和2年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3)送付先情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ②提供先における用途		市町村から法令に基づく委任を受け、個人番号通知書および交付申請書を印刷し、送付する。	事後	
令和2年6月30日	(3)送付先情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。)	64年年(ハ・チャ) 古頭をキとめて 1号(年7 6 1 1)	新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提 供する。	事後	

	Ⅲリスク対策 2. 特定個人情報の入手 特定個人情報の入手(情報 提供ネットワークシステムを通 じた入手を除く。)におけるそ の他のリスク及びそのリスクに 対する措置 2. 入手した特定個人情報が 不正確であるリスク (2)個人番号の真正性確認 の措置の内容	は基システム、住基ネットを用いて個人番号の 真正性確認を行う。 b. 他団体からの証明書等の情報の入手にあ たっては、既存住基システム人でし、オーの個人番	(2)個人番号の真正性確認の措置の内容 a. 住民からの届出・請求情報の入手にあたっ ては、本人の個人番号カードの提示(個人番号 カードがない場合には通知カード、個人番号の 記載のある住民票の写し又は住民記載事項証 明書)を受け、既存住基システム、住基ネットを 用いて個人番号の真正性確認を行う。 b. 他団体からの証明書等の情報の入手にあ たっては、既存住基システム内で持っている住 民基本台帳情報と突合を行い、本人の個人番 号であることを確認する。	事後	
令和3年6月29日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携※ ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	
令和3年6月29日		[O]提供を行っている (56件) [O]移転を行っている (19件)	[O]提供を行っている (59件) [O]移転を行っている (23件)	事後	
令和4年6月28日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) ・なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠)・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠)・なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)	事後	

	Ⅱ特定個人情報ファイルの概					
令和4年6月28E	要 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	[0]提供を行っている	(59件)	[○]提供を行っている (58件)	事後	